

行列及び一般大衆示威運動に関する宇都宮市条例の運用ならびに取扱いについて

(昭和40年5月14日)
(栃備二発第139号栃木県警察本部長通達)

みだしの条例は、宇都宮市公安委員会廃止後も、昭和29年6月19日政令第151号警察法施行令附則19号により、栃木県公安委員会の事務として関係課署において処理しているものであるが、同条例の適切な運用を期するため、別添写しのとおり許可対象および除外すべき理由のあるものを明確にしたから、宇都宮市内に關係のある集団行進、集団示威運動の取扱い上遺憾のないようされたい。

別添写し

栃備二発第138号
昭和40年5月14日

宇都宮警察署長 殿

栃木県警察本部長

行列及び一般大衆示威運動に関する宇都宮市条例の運用ならびに取扱いについて(例規通達)

みだしの条例は、昭和29年7月1日宇都宮市公安委員会廃止後も、同年6月19日政令第151号警察法施行令の制定により同施行令付則19号(警察の事務に関する市町村条例の経過措置の規定)により、宇都宮または栃木県が別に条例を制定するまでの間は、栃木県公安委員会の事務として、栃木県警察の職員が処理するものとされたため、現在関係課署においてその運用に当たつているものである。しかし、同条例は、それを運用する規則、訓令等が未制定である等との事情から法文解釈に疑義が認められ、そのため実際の運用に当たつては、「大衆の不規律又は暴動から公衆を守り、以て地方公共の秩序を維持する」という条例の目的に沿うよう解釈し、さらに昭和30年1月6日付け、ら発第43号「行列及び一般大衆示威運動に関する宇都宮市条例の取扱方について」の達示をもつて運用しているものであるが、今般さらに条例解釈上の統一をはかり適切な運用を期するため、次のとおり許可対象および除外すべき理由のあるものを明確にしたから、運用上遺憾のないようされたい。

なお、上記昭和30年1月6日付けら発第43号達示は廃止する。

記

1 許可対象および除外理由

条例第2条では、「市民個人の権利を除外し又は妨害して道路を塞ぎ行進し、或いは之を使用する車又は歩行に依る行列を含む如何なる行進、一般大衆示威運動(以下運動 という。)も公安委員会の許可なくして行うことが出来ない。」と規定し、道路をふさぎ、あるいは道路を使用する車または歩行による行進、行列等は例示規定で、これらの行進、行列を含めた一般大衆示威運動は全部許可の対象と解されるような規定の仕方がされている。このため、公共の安全と秩序に対して何ら危険が及ぶと認められない日常の市民的行事までが許可対象となることから、そのまま適用しては個人の基本的人権もしくは団体の正当な活動を制限し、または正当な活動に介入することとなるので、この条例の制定趣旨に沿い、許可対象を「公共の安全と秩序に対する直接危機を及ぼすおそれのある車または歩行による集団行進、集団示威運動(集団行進、集団示威運動の解釈は2記載のとおり)」とし、集団行進および集団示威運動が次の各号に該当する場合は、この限りでないものとする。

なお、許可対象および除外理由に該当する行為が道交法上の規制を受ける場合は、道交法上の許可を受けることは従来とかわりはない。

- (1) 冠婚葬祭、親ばく、慰安または隣保親善のための通常の市民的行事
- (2) 学生、生徒、児童等の遠足または修学旅行その他教育上の行事として行われるもの

- (3) 学術研究、体育、競技、宗教行事または商業宣伝のみの目的で行われるもの
- (4) 選挙に関する法令の規定に基づいて行われるもの
- (5) 国または地方公共団体の業務として行われるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要でないと認めたもの

2 集団行進および集団示威運動の解釈

(1) 集団行進の意義

「集団行進」とは、特定の目的、すなわち参加者の統一的意志のもとに一定の計画にしたがつて行われる多数人の移動をいう。たとえば野球の祝賀行進のごときものである。また、相当数の車馬を連ねて行進するがごときも当然これに該当する。集団人員を一率に何名以上ということはできない。具体的には社会通念にしたがつて決めるべきである。

(2) 集団示威運動の意義

「集団示威運動」とは、特定または不特定の多数人が一定の目的をもつて公衆に対して気勢を示す共同の行動をいう。通常デモと称するのは多くこれに該当する。行進を伴うものが必ずしもこれを必要としない。したがってハンストのようなものもこれを行う態度、環境等のいかんによつては、これに該当する場合がある。

「示威」とは、不特定多数の者に対し、影響を与えるような威力を示すことである。影響を与えるようなものである以上、具体的な事情により現実にこれを受けた者の数を問われないのであるが、この威力が一般公衆に影響力を及ぼすような具体的な可能性のない場合は「威力」にはあたらない。たとえば労働争議等において、部外に影響を及ぼさない範囲において当事者相互に気勢を示すような場合は、集団示威運動に該当しない。

なお、集団の人員については、示威の方法、周囲の状況いかんによつては人数の多い少ないにかかわらない。その態様のいかんによつては、数名あるいは自動車1台等で行う場合であつても該当することがありうる。